

令和元年度 甲府市の大気汚染常時監視結果について

令和2年7月  
環境部環境総室環境保全課

1 常時監視の実施状況

本市では、令和元年度から大気汚染防止法第22条に基づく常時監視として、表1のとおり測定局による測定と有害大気汚染物質の測定を実施している。

表1 常時監視の測定地点

測定地点	所在地
甲府富士見	甲府市富士見1丁目
甲府市役所自排	甲府市丸の内1丁目
国母自排	甲府市国母6丁目

2 令和元年度の大気汚染常時監視結果

(1) 測定局による常時監視

環境基準の達成状況は表2のとおりであった。項目別では、環境基準について、光化学オキシダントは非達成であった。その他の項目については環境基準を達成した。

表2 測定局による常時監視結果

測定項目	環境基準	測定地点	環境基準の達成状況
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	甲府富士見	非達成
二酸化硫黄	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	甲府富士見	達成
一酸化炭素	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	甲府市役所自排 国母自排	達成
浮遊粒子状物質	1時間値の一日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、一日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
二酸化窒素	1時間値の一日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	甲府富士見 甲府市役所自排	達成

<備考> 常時監視結果の集計結果を参考資料1に示す

(2) 有害大気汚染物質の常時監視

環境基準の達成状況は表3のとおり、すべての測定地点において環境基準を達成した。また、環境中の有害大気汚染による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されている項目について、表3のとおりすべての測定地点において指針値を下回った。

表3 有害大気汚染物質の常時監視結果

測定項目	環境基準 (指針値)	測定地点	環境基準の達成状況・ 指針値との比較結果
ベンゼン	3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
トリクロロエチレン	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
テトラクロロエチレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
ジクロロメタン	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
アクリロニトリル	(2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	指針値を下回った
塩化ビニルモノマー	(10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	指針値を下回った
クロロホルム	(18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	指針値を下回った
1,2-ジクロロエタン	(1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	指針値を下回った
水銀及びその化合物	(40 $\text{ng}/\text{m}^3$ )	甲府富士見	指針値を下回った
ニッケル化合物	(25 $\text{ng}/\text{m}^3$ )	甲府富士見	指針値を下回った
ヒ素及びその化合物	(6 $\text{ng}/\text{m}^3$ )	甲府富士見	指針値を下回った
1,3-ブタジエン	(2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	指針値を下回った
マンガン及びその化合物	(140 $\text{ng}/\text{m}^3$ )	甲府富士見	指針値を下回った

<備考> 常時監視結果の集計結果を参考資料2に示す

## < 参考資料 >

参考資料 1	令和元年度 測定局による常時監視の集計結果	・・・	1
参考資料 2	令和元年度 有害大気汚染物質の常時監視の集計結果	・・・	2

参考資料1 令和元年度 測定局による常時監視の集計結果

光化学オキシダント

測定局名	昼間測定日数および測定時間数		昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と割合		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間と割合		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と割合		昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間と割合		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	期間平均値
	日	時間	ppm	日	%	時間	%	日	%	時間	%	ppm	ppm	ppm
甲府富士見	366	5435	0.034	58	15.8	359	6.6	0	0.0	0	0.0	0.094	0.048	0.031

二酸化硫黄

測定局名	有効測定日数および測定時間数		年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間と割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数と割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを越えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppm
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×：無○	日
甲府富士見	364	8676	0.001	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	○	0

一酸化炭素

測定局名	有効測定日数および測定時間数		年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数と割合		日平均値が10ppmを超えた日数と割合		1時間値が30ppm以上の日数と割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	回	%	日	%	日	%	ppm	ppm	有×：無○	日
甲府市役所自排	366	8697	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.0	0.6	○	0
国母自排	366	8699	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.6	0.6	○	0

浮遊粒子状物質

測定局名	有効測定日数および測定時間数		年平均値	1時間値が0.2mg/m3を超えた時間と割合		日平均値が0.1mg/m3を超えた日数と割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.1mg/m3を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m3を超えた日数
	日	時間	mg/m3	時間	%	日	%	mg/m3	mg/m3	有×：無○	日
甲府富士見	364	8738	0.014	0	0.0	0	0.0	0.061	0.032	○	0
甲府市役所自排	364	8734	0.011	0	0.0	0	0.0	0.130	0.029	○	0
国母自排	362	8713	0.012	0	0.0	0	0.0	0.084	0.032	○	0

微小粒子状物質

測定局名	有効測定日数および測定時間数		年平均値	日平均値が35ug/m3を超えた		1時間値の最高値	日平均値の98%値
	日	時間	ug/m3	日	%	ug/m3	ug/m3
甲府富士見	364	8744	9.4	0	0.0	54	21.5
甲府市役所自排	356	8645	9.7	0	0.0	178	21.9
国母自排	364	8737	10.7	0	0.0	65	22.8

二酸化窒素

測定局名	有効測定日数および測定時間数		年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間と割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間と割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数と割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数と割合		日平均値の98%値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
甲府富士見	364	8679	0.008	0.038	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
甲府市役所自排	364	8678	0.010	0.041	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0

参考資料2 令和元年度 有害大気汚染物質の常時監視の集計結果

測定項目		測定地点		甲府富士見			甲府市役所自排			国母自排			環境基準の達成状況・指針値との
		物質名	単位	環境基準値(指針値)	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	
1	ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	3	1.0	0.42	0.67	1.2	0.57	0.84	1.6	0.66	1	全地点で達成
2	トリクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	130	1.60	0.36	0.98	0.68	0.22	0.40	0.79	0.073	0.47	全地点で達成
3	テトラクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	200	0.10	* 0.0027	0.043	0.30	< 0.004	0.11	0.072	* 0.0018	0.029	全地点で達成
4	ジクロロメタン	μg/m <sup>3</sup>	150	2.1	0.86	1.5	2.0	1.0	1.5	3.7	0.69	1.9	全地点で達成
5	アクリロニトリル	μg/m <sup>3</sup>	(2)	0.028	* 0.00090	0.0064	* 0.021	* 0.0006	* 0.0072	0.020	* 0.0013	* 0.0083	全地点で指針値を下回った
6	塩化ビニルモノマー	μg/m <sup>3</sup>	(10)	* 0.014	* 0.00060	< 0.0026	* 0.011	* 0.0013	< 0.0028	* 0.011	* 0.0019	< 0.0030	全地点で指針値を下回った
7	クロロホルム	μg/m <sup>3</sup>	(18)	0.28	0.082	0.16	0.28	0.095	0.17	0.26	0.064	0.14	全地点で指針値を下回った
8	1,2-ジクロロエタン	μg/m <sup>3</sup>	(1.6)	0.36	0.031	0.10	0.35	* 0.011	0.090	0.36	* 0.015	0.093	全地点で指針値を下回った
9	水銀及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	(40)	2.1	1.3	1.6							指針値を下回った
10	ニッケル化合物	ng/m <sup>3</sup>	(25)	0.73	0.19	0.41							指針値を下回った
11	ヒ素及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	(6)	0.33	* 0.0040	0.14							指針値を下回った
12	1,3-ブタジエン	μg/m <sup>3</sup>	(2.5)	0.10	* 0.013	0.039	0.14	* 0.027	0.062	0.20	0.039	0.11	全地点で指針値を下回った
13	マンガン及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	(140)	6.5	1.1	3.0							指針値を下回った
14	アセトアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	—	2.8	1.1	2.0	3.0	1.4	2.1	2.8	1.5	2.2	—
15	塩化メチル	μg/m <sup>3</sup>	—	1.5	1.1	1.2	1.5	1.0	1.2	1.4	1.0	1.2	—
16	クロム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	—	1.1	0.054	0.41							—
17	酸化エチレン	μg/m <sup>3</sup>	—	0.12	0.049	0.077							—
18	トルエン	μg/m <sup>3</sup>	—	10	2.9	5.4	22	3.8	8.3	11	4.7	6.9	—
19	ベリリウム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	—	0.0063	< 0.0006	* 0.0025							—
20	ベンゾ[a]ピレン	ng/m <sup>3</sup>	—	0.11	0.019	0.056	0.12	0.024	0.068	0.24	0.062	0.12	—
21	ホルムアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	—	4.7	0.98	2.4	4.0	1.5	2.6	4.2	1.6	2.7	—

※「\*」は定量下限値未滿を、「<」は検出下限値未滿の測定値を、それぞれ示している。

※平均値の算出に際し、検出下限値未滿の測定値については当該検出下限値の1/2と見なしている。

※平均値の定量下限値および検出下限値は、月ごとに算出したそれぞれの数値の最大値を用いた。